

資 料

イギリス2006年会社法 (10)

イギリス会社法制研究会
(代表者 川 島 いづみ)

中 村 信 男
川 島 い づ み

イギリス2006年会社法 (10)

- 第15編 計算書類および報告書 第4章 (第393条～第414条)
- 第29編 詐欺的取引 (第993条),
- 第30編 不公正な侵害に対する構成員の保護 (第994条～第999条)
- 第32編 会社調査: 改正 (第1035条～第1039条)
- 第40編 会社取締役: 海外における資格剥奪等 (第1182条～第1191条)

第15編 計算および報告 (ACCOUNTS AND REPORTS)

第4章 年次計算書類 (Annual accounts)

〔解説〕

2006年会社法第15編第4章は、計算書類 (accounts) と報告書の作成義務とその基本要件、態様等を定めるとともに、会社の規模の基準による規律の区分も規定する。すなわち、第1に、第393条では、計算書類が真実かつ公正な概観を提供するものでなければならないものと定める計算書類作成上の通則的要件を定めた上で、第394条から第397条ではすべての会社に個別計算書類の作成義務と作成に当たり適用される会計基準を規定する。また、適用される会計基準により個別計算書類は、会社法基準適用のもの (Companies Act individual accounts) と国際会計基準適用のもの (IAS individual accounts) に区別され、それぞれに必要な規定が設けられている。

第2に、2006年会社法は、グループ計算書類 (group accounts) について小会社とそれ以外の会社とで規律を区別し、前者につき特則を設ける立法主義を採用する。これによれば、小会社規制に服する親会社についてはグループ計算書類の作成を任意選択とする (第398条) 一方、それ以外の親会社についてはグループ計算書類の作成が義務化されている (第399条以下参照)。そのうえ

で、グループ計算書類の作成に関連して、連結の範囲およびそこから除外される従属企業とその除外要件、中間親会社のグループ計算書類作成義務の免除とその要件が規定されるほか、個別計算書類と同様、適用される会計基準によりグループ計算書類を、会社法基準適用のもの (Companies Act group accounts) と国際会計基準適用のもの (IAS group accounts) に区別しそれぞれに必要な規定を設けている。このほか、計算書類の注記に関連して、関連企業、従業員数と社会保障費用等の人件費、取締役の報酬や会社・従属企業から受ける経済的利益について開示すべき情報が規定されているが、いずれもわが国の会社法上の開示要件に比べかなり詳細なものとなっている。

なお、第 4 章の各規定は、基本的に 2008 年 4 月 6 日から施行されているが (SI 2007/3495)、一部の規定 (第 404 条、第 409 条、第 412 条) は一定の目的に関連して 2007 年 1 月 20 日から先行施行されている (SI 2006/3428)。

〔条 文〕

第 15 編 計算書類および報告書 (ACCOUNTS AND REPORTS)

第 4 章 年次計算書類 (Annual accounts)

総則 (General)

第 393 条 真実かつ公正な概観を提供する計算書類 (Accounts to give true and fair view)

(1) 会社の取締役 (the directors) は、本章の目的に関連して、計算書類が次の各号に定めるものの資産 (assets)、負債 (liabilities)、財務状況 (financial position) および損益に係る真実かつ公正な概観 (true and fair view) を提供するものであるとの確信を持たない限り、当該計算書類を承認してはならない。

(a) 当該会社の個別計算書類 (individual accounts) の場合は、当該会社

(b) 当該会社のグループ計算書類の場合は、当該会社の社員に関連する限りで、連結に組み込まれている企業 (undertakings) 全体

(2) 会社の会計監査役は、本法に基づく職務を当該会社の計算書類に関連して遂行するに当たり、第 1 項に基づく取締役の義務を考慮しなければならない。

個別計算書類 (Individual accounts)

第 394 条 個別計算書類の作成義務 (Duty to prepare individual accounts)

すべての会社の取締役 (the directors) は、当該会社の事業年度毎に当該会社に係る計算書類を作成しなければならない。この計算書類は、これを当該会社の「個別計算書類」という。

第395条 個別計算書類：適用される会計フレームワーク (Individual accounts: applicable accounting framework)⁽¹⁾

(1) 会社の個別計算書類は、次の各号に定めるところに従ってこれを作成することができる。

- (a) 第396条に従う方法 (「会社法基準適用個別計算書類」 (“Companies Act individual accounts”))
- (b) 国際会計基準に従う方法 (「国際会計基準適用個別計算書類」 (“IAS individual accounts”))

本項は、本条の次項以下の規定および第407条 (グループ内における財務報告の統一性) (consistency of financial reporting within group) に従う。

(2) チャリティにあたる会社の個別計算書類は、会社法基準適用個別計算書類でなければならない。

(3) 会社の取締役が初めて国際会計基準適用個別計算書類を作成する事業年度 (最初の国際会計基準適用年度 (the first IAS year)) の後は、それ以後作成するすべての当該会社の個別計算書類は、これを国際会計基準に従って作成しなければならない。ただし、相当の事情の変更 (a relevant change of circumstance) があるときは、この限りでない。

(4) 前項にいう相当の事情の変更があるのは、最初の国際会計基準適用年度の間またはその後のいずれかの時に次の各号のいずれかに該当する場合である。

- (a) 当該会社が、国際会計基準適用個別計算書類を作成していない他の企業の子企業となる場合、
- (aa) 当該会社が前号の子企業でなくなる場合
- (b) 当該会社が、欧州経済領域加盟国 (EEA State) の規制市場 (regulated market) での取引を認められる証券の発行会社でなくなる場合、または、
- (c) 当該会社の親企業 (parent undertaking) が、欧州経済領域加盟国 (EEA State) の規制市場での取引を認められる証券の発行企業でなくなる場合

(5) 相当の事情の変更に従って会社法基準適用個別計算書類の作成に変えた場合において、取締役が、当該会社について国際会計基準適用個別計算書類を再び作成する場合は、その国際会計基準適用個別計算書類が再び作成される最初の事業年度が第3項にいう最初の国際会計基準適用年度であるものとみなし、第3項および第4項を適用する。

第396条 会社法基準適用個別計算書類 (Companies Act individual accounts)

(1) 会社法基準適用個別計算書類は、次の各号に定めるものを含まなければならない。

- (a) 事業年度の末日時点における貸借対照表、および、
- (b) 損益計算書

(2) 前項の計算書類は、次の各号に定めるものでなければならない。

(1) 本条は、SI 2008/393により修正され、第4項に (aa) 号が追加されている。

- (a) 貸借対照表にあっては、事業年度の末日時点における当該会社の業務の状況 (the state of affairs) に係る真実かつ公正な概観を提供するものであること、および、
- (b) 損益計算書にあっては、事業年度の間の当該会社の利益または損失に係る真実かつ公正な概観を提供するものであること
- (3) 会社法基準適用個別計算書類は、次の各号に定めるものに関連して国務大臣が規則をもって定める規定を遵守するものでなければならない。
 - (a) 貸借対照表および損益計算書の様式および内容、および、
 - (b) 計算書類の注記 (notes) により提供されるべき追加情報
- (4) 前項の規則その他会社の個別計算書類または個別計算書類の注記に含むべき事項に関して本法によってまたは本法に基づいて制定される規定を遵守することだけでは、真実かつ公正な概観を提供するに足りないときは、必要な追加情報が、当該個別計算書類またはその注記に付記されなければならない。
- (5) 前項にいう規定のいずれかを遵守することが、真実かつ公正な概観を提供するとの要件と矛盾する特段の事情があるときは、取締役 (the directors) は、真実かつ公正な概観を提供するのに必要な限度で当該規定から離脱しなければならない。その離脱に関する詳細 (particulars)、離脱の理由および離脱の影響は、これを計算書類の注記に記さなければならない。

第397条 国際会計基準適用個別計算書類 (IAS individual accounts)

会社の取締役 (the directors) が国際会計基準適用個別計算書類を作成する場合は、当該計算書類の注記に、当該計算書類が国際会計基準に従って作成されたものである旨を示さなければならない。

グループ計算書類：小会社 (Group accounts: small companies)

第398条 グループ計算書類を作成する選択権 (Option to prepare group accounts)

事業年度の終りに小会社規制 (the small companies regime) に服する会社が親会社であるときは、その取締役は、当該事業年度に係る個別計算書類の作成に加えて、当該事業年度に係るグループ計算書類を作成することができる。

グループ計算書類：その他の会社 (Group accounts: other companies)

第399条 グループ計算書類の作成義務 (Duty to prepare group accounts)

- (1) 本条は、小会社規制に服さない会社にこれを適用する。
- (2) 事業年度の終りに前項の会社が親会社であるときは、取締役は、当該事業年度に係る個別計算書類を作成するほか、当該事業年度に係るグループ計算書類を作成しなければならない。ただし、当該会社がグループ計算書類作成義務を免除されているときは、この限りでない。
- (3) 前項但書の免除は、以下の規定に基づくものである。

第400条 (欧州経済領域参加国の法に基づいて作成される、より規模の大きな企業グループの計算書類に当該会社が含まれる場合)、

第401条（欧州経済領域参加国以外の国の法に基づいて作成される、より規模の大きな企業グループの計算書類に当該会社が含まれる場合）、および、

第402条（当該会社の従属企業がいずれも、連結に含めることを要しない場合）

（4）本条の適用を受けながらグループ計算書類作成義務を免除される会社は、グループ計算書類を作成することもできる。

第400条（欧州経済領域参加国の法に基づいて作成される、より規模の大きな企業グループのグループ計算書類に含まれる会社の免除） (Exemption for company included in EEA group accounts of larger group)

（1）会社がそれ自体、従属企業（subsidiary undertaking）であって、かつ、その直接の親企業が欧州経済領域参加国の法に基づいて設立されたものである場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会社は、グループ計算書類の作成義務を免除される。第（b）号の通知は、それが関連する事業年度の前の事業年度の末日から遅くとも6月内にこれを行わなければならない。

（a）当該会社が当該親企業の完全子企業であるとき、または、

（b）当該親企業が当該会社の割当済株式の過半数を保有し、かつ、グループ計算書類の作成を請求する通知（notice）が、合計して以下に定める株式を保有する株主から当該会社に対して提出されていないとき

（i）当該会社の割当済株式で当該親企業が有するものを除いた部分の過半数の株式、または、

（ii）当該会社の割当済株式の総数の5%に当たる株式

（2）前項のグループ計算書類作成免除は、次の各号に定める条件をすべて遵守することを条件とする。

（a）前項の会社は、同一の事業年度中の同一の日までに、または、その日よりも前の日までに、欧州経済領域参加国の法に基づいて設立された親企業によって作成される、より規模の大きな企業グループに係る連結計算書類（consolidated accounts）に含まれなければならない。

（b）前号の計算書類は、欧州経済領域参加国の法に準拠し、かつ、以下に定めるいずれかに従ってこれを作成し、監査を受けなければならない。また、当該親企業の年次報告書は、欧州経済領域参加国の法に準拠し、かつ、以下に定めるいずれかに従ってこれを作成しなければならない。

（i）第7指令（83/349/EEC）の（該当するときは、銀行計算書類指令（Bank Accounts Directive）（86/635/EEC）または保険計算書類指令（Insurance Accounts Directive）（91/674/EEC）によって修正を受けた）規定、または、

（ii）国際会計基準

（c）当該会社は、その個別計算書類において、同社がグループ計算書類の作成・提供義務の免除を受けている旨を開示しなければならない。

（d）当該会社は、その個別計算書類において、前記のグループ計算書類を作成する親企業の名称、ならびに、以下に定める事項を開示しなければならない。

（i）当該親企業が連合王国外で設立され法人格を付与されたときは、当該親企

業の設立国

- (ii) 当該親企業が法人格を有しないときは、その主たる営業場所の住所
- (e) 当該会社は、登記官に対し、当該事業年度に係る当該会社の計算書類および報告書の提出期間内に、以下に定めるものの写しを提出しなければならない。
 - (i) グループ計算書類、および、(ii) 親企業の年次報告書
- (f) 認証のある英語訳 (certified translation into English) の登記官への提出に関する本法第35編の要件は、本項第 (e) 号に従って提出される計算書類および報告書に含まれるすべての書類に関してこれを充足しなければならない。
- (3) 本条第1項第 (b) 号の目的に関連して、親企業の完全子企業が有する株式、または、親企業または完全子企業のために保有されている株式は、これを当該親企業が有するものとする。
- (4) 本条の定める免除は、有価証券の一部が欧州経済領域参加国の規制市場での取引を認められている会社には、これを適用しない。
- (5) 資格株要件を遵守するために会社の取締役が保有する株式は、本条の目的に関連して、当該会社が完全子会社であるかどうかを判断するにあたって、これを考慮しないものとする。
- (6) 第4項において「有価証券」とは、次の各号に定めるものを含む。
 - (a) 株式および併合株式 (stock)
 - (b) 社債 (debentures)⁽²⁾。社債には、ディベンチャー・ストック (debenture stock)、無担保社債 (loan stock)、ボンド (bonds)、預託証券 (certificates of deposit)、および、債務を発生させまたは引き受けるその他の証書 (instrument) を含む。
 - (c) 新株予約権 (warrants) または所持人に本項第 (a) または第 (b) 号に含まれる有価証券の引受権を付与するその他の証券、ならびに、
 - (d) 以下に定めるいずれかの権利を表彰する証券その他の証書
 - (i) 本項第 (a) 号、第 (b) 号または第 (c) 号に含まれる有価証券に関する財産権 (property rights)
 - (ii) 有価証券の取得、処分、引受または転換を行う権利であって、当該証券その他の証書の所持人が、当該証券その他の証書に関連する有価証券を有する場合に行使することができる権利
 - (iii) 引受以外の方法により本項第 (a) 号、第 (b) 号または第 (c) 号に含まれる有価証券を取得する契約上の権利 (オプションを除く。)

第401条 欧州経済領域参加国の法に拠らずに作成される、より規模の大きな企業グループのグループ計算書類に含まれる会社の免除 (Exemption for company included in non-EEA group accounts of larger group)

-
- (2) イギリス法上の社債の意義・類型等については、イギリス会社法研究会「イギリス2006年会社法 (9)」本誌44巻 2 号317頁~318頁 (川島いづみ (2010年)) を参照。

(1) 会社がそれ自体、従属企業であって、かつ、その直接の親企業が欧州経済領域参加国の法に拠らずに設立されたものである場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会社は、グループ計算書類の作成義務を免除される。第(b)号の通知は、それが関連する事業年度の前の事業年度の末日から遅くとも6月内にこれを行わなければならない。

- (a) 当該会社が当該親企業の完全子企業であるとき、または、
- (b) 当該親企業が当該会社の割当済株式の過半数を保有し、かつ、グループ計算書類の作成を請求する通知(notice)が、合計して以下に定める株式を保有する株主から当該会社に対して提出されていないとき
 - (i) 当該会社の割当済株式で当該親企業が有するものを除いた部分の過半数の株式、または、
 - (ii) 当該会社の割当済株式の総数の5%に当たる株式
- (2) 前項のグループ計算書類作成免除は、次の各号に定める条件をすべて遵守することを条件とする。

- (a) 前項の会社およびそのすべての従属企業は、同一の事業年度中の同一の日までに、または、その日より前の日までに、前項の親企業により作成される、より規模の大きな企業グループに係る連結計算書類に含まなければならない。
- (b) 前号の計算書類、ならびに、該当する場合には、当該企業グループの年次報告書は、以下に定めるいずれかに従ってこれを作成しなければならない。
 - (i) 第7指令(83/349/EEC)の(該当するときは、銀行計算書類指令(Bank Accounts Directive)(86/635/EEC)または保険計算書類指令(Insurance Accounts Directive)(91/674/EEC)によって修正を受けた)規定、または、
 - (ii) 本号に定めるところに従い作成された連結計算書類および連結年次報告書と同様の方法
- (c) グループ計算書類は、これを作成する親企業の設立準拠法に基づいて計算書類の監査を行うことを認められている一または二以上の者による監査を受けなければならない。
- (d) 前項の会社は、その個別計算書類において、同社がグループ計算書類の作成・提供義務の免除を受けている旨を開示しなければならない。
- (e) 前項の会社は、その個別計算書類において、前記のグループ計算書類を作成する親企業の名称、ならびに、以下に定める事項を開示しなければならない。
 - (i) 当該親企業が連合王国外で設立され法人格を付与されたときは、当該親企業の設立国
 - (ii) 当該親企業が法人格を有しないときは、その主たる営業場所の住所
- (f) 前項の会社は、登記官に対し、当該事業年度に係る当該会社の計算書類および報告書の提出期間内に、以下に定めるものの写しを提出しなければならない。
 - (i) グループ計算書類、および、
 - (ii) 該当するときは、連結年次報告書ならびにグループ計算書類および連結年次報告書に関する会計監査役監査報告書

- (g) 認証のある英語訳の登記官への提出に関する本法第35編の要件は、本項第 (f) 号に従って提出される計算書類および報告書に含まれるすべての書類に関し てこれを充足しなければならない。
- (3) 本条第1項第 (b) 号の目的に関連して、親企業の完全子企業が有する株式、 または、親企業または完全子企業のために保有されている株式は、これを当該親企業 が有するものとする。
- (4) 本条の定める免除は、有価証券の一部が欧州経済領域参加国の規制市場での取引 を認められている会社には、これを適用しない。
- (5) 資格株要件を遵守するために会社の取締役が保有する株式は、本条の目的に関連 して、当該会社が完全子会社であるかどうかを判断するにあたって、これを考慮しな いものとする。
- (6) 第4項において「有価証券」とは、次の各号に定めるものを含む。
- (a) 株式および併合株式
 - (b) 社債。社債には、ディベンチャー・ストック、無担保社債、ボンド、預託証 券、および、債務を発生させまたは引き受けるその他の証書を含む。
 - (c) 新株予約権または所持人に本項第 (a) 号または第 (b) 号に含まれる有価 証券の引受権を付与するその他の証券、ならびに、
 - (d) 以下に定めるいずれかの権利を表彰する証券その他の証書
 - (i) 本項第 (a) 号、第 (b) 号または第 (c) 号に含まれる有価証券に関す る財産権
 - (ii) 有価証券の取得、処分、引受または転換を行う権利であって、当該証券そ の他の証書の所持人が、当該証券その他の証書に関連する有価証券を有する場 合に行使することができる権利
 - (iii) 引受以外の方法により本項第 (a) 号、第 (b) 号または第 (c) 号に含 まれる有価証券を取得する契約上の権利（オプションを除く。）

第402条 従属企業を連結に含む必要がない場合における免除 (Exemption if no subsidiary undertakings need to be included in the consolidation)

親会社は、第405条に基づいてその従属企業のすべてにつきこれを会社法基準適用 グループ計算書類における連結から除外することができる場合は、グループ計算書類 の作成義務を免除される。

グループ計算書類：総則 (Group accounts: general)

第403条 グループ計算書類：適用される会計フレームワーク (Group accounts: applicable accounting framework)

- (1) 所定の親会社のグループ計算書類は、国際会計基準規則 (IAS Regulation) 第 4条により、これを国際会計基準に従って作成することを要する。([「国際会計基準適 用グループ計算書類」])
- (2) 前項の会社以外の会社のグループ計算書類は、これを次の各号に定めるいずれ かの方法により作成することができる。本項は、本条の次項以下の規定に従う。

- (a) 第404条に従って(「会社法基準適用グループ計算書類」), または,
- (b) 国際会計基準に従って(「国際会計基準適用グループ計算書類」)
- (3) チャリティである親会社のグループ計算書類は, 会社法基準適用グループ計算書類でなければならない。
- (4) 親会社の取締役 (the directors) が国際会計基準適用グループ計算書類を作成する最初の会計年度(「最初の国際会計基準適用年度」(the first IAS year))の後は, 次年度以降に作成される当該会社のすべてのグループ計算書類は, これを国際会計基準に従って作成しなければならない。ただし, 相当の事情の変更があるときはこの限りでない。
- (5) 相当の事情の変更がある場合とは, 最初の国際会計基準適用年度の期間中のいずれかの時にまたは当該年度の経過後に次の各号のいずれかに該当する場合である。
 - (a) 当該親会社が, 国際会計基準適用グループ計算書類を作成していない他の企業の従属企業となること
 - (b) 当該親会社が, 欧州経済領域参加国の規制市場での取引を認められる証券の発行会社でなくなることを, または,
 - (c) 当該親会社の親企業が, 欧州経済領域参加国の規制市場での取引を認められる証券の発行会社でなくなることを
- (6) 相当の事情の変更を受けて会社法基準適用グループ計算書類への作成に代えたにもかかわらず, 取締役が再び当該親会社について国際会計基準適用グループ計算書類を作成する場合は, その国際会計基準適用グループ計算書類が再び作成される最初の会計年度が最初の国際会計基準適用年度に当たるものとして, 本条第4項および第5項を適用する。

第404条 会社法基準適用グループ計算書類 (Companies Act group accounts)

- (1) 会社法基準適用グループ計算書類は, 次の各号に定めるものを含まなければならない。
 - (a) 親会社およびその従属企業の業務の状況を扱う連結貸借対照表 (consolidated balance sheet)
 - (b) 親会社およびその従属企業の損益を扱う連結損益計算書 (consolidated profit and loss account)
- (2) 前項の計算書類は, 親会社の社員に関係する限り, 連結の範囲に含まれる複数の企業の全体としての, 会計年度の末日時点における業務の状態および当該会計年度に係る損益について真実かつ公正な概観を示すものでなければならない。
- (3) 第1項の計算書類は, 次の各号に定めるものにつき国務大臣が規則をもって定める規定に従わなければならない。
 - (a) 連結貸借対照表および連結損益計算書の様式および内容
 - (b) 前号の計算書類の注記として提供されるべき追加情報
- (4) 前項の規則および会社のグループ計算書類またはその注記の記載事項に関して本法によりまたは本法に基づいて定められるその他の規定を遵守するだけでは, 真実かつ公正な概観を示すのに足りないときは, 当該計算書類または注記に必要な追加情

報が記載されなければならない。

(5) 第3項の規則および会社のグループ計算書類またはその注記の記載事項に関して本法によりまたは本法に基づいて定められるその他の規定を遵守することが、真実かつ公正な概観を示すことを要するとの要件と矛盾する特段の事情があるときは、取締役 (the directors) は、真実かつ公正な概観を示すのに必要な限りにおいて当該規則等から離脱しなければならない。当該規則等からの離脱の詳細、その理由およびその影響は、これを本条の計算書類の注記に記載しなければならない。

第405条 会社法基準適用グループ計算書類：連結に含まれる従属企業 (Companies Act group accounts: subsidiary undertakings included in the consolidation)

(1) 親会社が会社法基準適用グループ計算書類を作成する場合は、当該親会社のすべての従属企業を連結に含めなければならない。ただし、次項以下に定める例外に従うときはこの限りでない。

(2) 従属企業は、その企業を連結に含めることが、真実かつ公正な概観を示すという目的にとって重要でないときは、これを連結から除くことができる。2以上の従属企業は、それらを全体として見て重要でないときに限り、これらを連結から除くことができる。

(3) 従属企業は、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、これを連結から除くことができる。

(a) 重大かつ長期的な制限 (severe long-term restrictions) が、親会社の当該従属企業の資産または業務執行に対する権利の行使を実質的に妨げている場合、

(b) グループ計算書類の作成に必要な情報が、過大な費用の負担または重大な遅延なしには得られない場合、または、

(c) 親会社の持分が専ら転売 (subsequent resale) 目的で保有されている場合

(4) 本条第3項第(a)号における親会社の権利および第3項第(c)号における親会社の持分とはそれぞれ、「親企業 (parent undertaking)」(第1162条参照) の定義に関連して会社によって保有されるまたは会社に帰属する権利および持分であって、それがなければ当該会社が親会社とならないものをいう。

第406条 国際会計基準適用グループ計算書類 (IAS group accounts)

会社の取締役 (the directors) が国際会計基準適用グループ計算書類を作成するときは、取締役は、その注記において、当該計算書類が国際会計基準に従って作成されたものである旨を明記しなければならない。

第407条 企業グループ内における財務報告の一貫性 (Consistency of financial reporting within group)

(1) 親会社の取締役 (the directors) は、次の各号に定めるものの個別計算書類のすべてが同一の財務報告フレームワーク (financial reporting framework) を用いて作成されることを確保しなければならない。ただし、取締役において、同一の財務報告フレームワークを用いないことに相当の理由があると判断するときは、この限りではない。

(a) 当該親会社、ならびに、

- (b) 当該親会社の従属企業のすべて
 - (2) 本条第1項は、親会社の取締役が当該親会社についてグループ計算書類を作成しないときには、これを適用しない。
 - (3) 本条第1項は、本編にもとづいて作成することを要する従属企業の計算書類にのみこれを適用する。
 - (4) 本条第1項は、チャリティである企業の計算書類が、チャリティでない企業の計算書類と同一の財務報告フレームワークを用いて作成されることを要求しない。
 - (5) 本条第1項第(a)号は、親会社の取締役が国際会計基準適用グループ計算書類および国際会計基準適用個別計算書類を作成するときには、これを適用しない。
- 第408条 グループ計算書類が作成される場合の個別損益計算書** (Individual profit and loss account where group accounts prepared)
- (1) 本条は、次の各号に定めるところに該当する場合にこれを適用する。
 - (a) 会社が本法に従ってグループ計算書類を作成すること、および、
 - (b) 当該会社の個別貸借対照表の注記が、本法に従って確定された当該会社の当該事業年度の利益または損失を表示していること
 - (2) 当該会社の個別損益計算書は、第411条（従業員および費用に関する情報）に掲げる情報を含むことを要しない。
 - (3) 当該会社の個別損益計算書は、第414条第1項（取締役による承認）に従ってこれを承認しなければならないが、同項以外の本法の関連規定の目的に関連して当該会社の年次計算書類からこれを除外することができる。
 - (4) 本条により与えられる免除は、当該免除が適用対象となる会社の年次計算書類において開示されることを条件とする。

計算書類の注記に示すべき情報 (Information to be given in notes to the accounts)

第409条 関連企業に関する情報 (Information about related undertakings)

- (1) 国務大臣は、規則をもって、関連企業に関する情報を会社の年次計算書類の注記に示すことを要求する規定を定めることができる。
- (2) 当該規則は、次の各号に定めることを行うことができる。
 - (a) 当該会社のグループ計算書類の作成の有無に応じ異なった規定を置くこと、ならびに、
 - (b) 当該規則が適用される企業の種類を特定すること、および、関連企業の種別ごとに各別の規定を設けること
- (3) 当該規則は、次の各号のいずれかに該当する企業に関連して、次項に定める条件が充足されるときは、情報の開示を要しない旨を定めることができる。
 - (a) 連合王国以外の国の法に基づいて設立されたものであること、または、
 - (b) 連合王国外で事業を行うものであること
- (4) 前項にいう条件とは、次の各号に定めるものをいう。
 - (a) 当該会社の取締役 (the directors) として、情報の開示が却って以下に定めるもののいずれかの業務に重大な不利益を及ぼすと判断すること

- (i) 関連企業, (ii) 当該会社, (iii) 当該会社のいずれかの従属企業, または,
- (iv) その他のいずれかの企業であって連結の範囲に含まれているもの
- (b) 国務大臣が, 当該情報が開示されないことに合意すること
- (5) 情報開示の免除を利用するときは, その事実を当該会社の年次計算書類の注記において明示しなければならない。

第410条 関連企業に関する情報：法令遵守における別段の取扱い (Information about related undertakings : alternative compliance)

- (1) 本条は, 会社の取締役として, 当該会社が第409条 (関連企業) に基づく規則のいずれかの規定に基づいて情報を開示することを要する関連企業の数が多すぎるために, 当該規定を遵守すると過大な情報 (information on excessive length) が当該会社の年次計算書類の注記に示される結果となると判断する場合に, これを適用する。
- (2) 前項の情報は, 次の各号に定める企業に関してのみこれを開示すれば足りる。
 - (a) 当該会社の取締役が, 業績 (results) または財務状態が当該会社の年次計算書類において表示される数値に重要な影響を及ぼすと判断する企業, および,
 - (b) 当該会社がグループ計算書類を作成するときは, 第405条第3項に基づいて連結から除外される企業 (重要性以外の理由により除外される企業)
- (3) 第2項の定めるところを利用するときは, 次の各号に定めるところによる。本項の目的に関連して, 「次の年次報告 (next annual return)」とは, 第414条に基づいて承認された当該計算書類の後に登記官に提出される直近のものを意味する。
 - (a) 当該会社の年次計算書類の注記に, 第2項に定める企業に限り情報の開示が行われている旨の説明を含まなければならない。
 - (b) 完全な情報 (当該会社の年次計算書類の注記に開示される情報とそこで開示されない情報の双方) を, 当該会社の次の年次報告に添付しなければならない。
- (4) 会社が第3項第(b)号の遵守を怠るときは, 次の各号に定める者が有罪となる。
 - (a) 当該会社, および,
 - (b) 当該会社の任務懈怠のあるすべての役員
- (5) 第4項に基づいて有罪となる者は, 陪審によらないに有罪判決により標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられ, 違反が継続するときは, 標準スケールのレベル3の罰金額の10分の1を超えない過怠金 (default fine) に違反の日数を乗じた額が加算される。

第410A条 簿外処理される取決めにに関する情報 (Information about off-balance sheet arrangements)⁽³⁾

- (1) 会社が小会社規制に服さない場合において, いずれかの会計年度に次の各号に定めるところに該当するときは, 本条により要求される情報は, これを当該会社の年

(3) 本条は, SI2008/393により挿入された新規定であり, 2008年4月6日から施行されている。その結果, 本条による改正は, 2008年4月6日以降に始まる会計年度に関して適用されている。

次計算書類の注記に表示しなければならない。

- (a) 当該会社が、その貸借対照表に反映されていない取決めの当事者であるか、または、その当事者であったこと、および、
- (b) 貸借対照表基準日 (balance sheet date) の時点で前号の取決めから生ずるリスクまたは利益が重要であること
- (2) 本条により要求される情報は、次の各号に定めるものである。
 - (a) 簿外処理される取決めの性質および事業上の目的 (business purpose)
 - (b) 当該取決めが当該会社に及ぼす財務上の影響
- (3) 前項の情報は、当該会社の財務状態の評価を可能にするのに必要な限りにおいてこれを表示すれば足りる。
- (4) 当該会社が当該会計年度に関して中規模会社に該当するときは (第465条乃至第467条参照)、当該会社は第2項第 (b) 号を遵守することを要しない。
- (5) 本条は、連結に含まれる企業群を単一の会社であるものとみなして、これをグループ計算書類に関して適用する。

第411条 従業員数および人件費に関する情報 (Information about employee numbers and costs)

- (1) 会社が小会社規制に服さない場合は、当該会社の従業員に関して次の各号に定める情報を当該会社の年次計算書類の注記に表示しなければならない。
 - (a) 当該会計年度中に当該会社により雇用されている者の平均数、および、
 - (b) 当該会社の従業員の各類型に属する従業員の平均数
- (2) 第1項第 (b) 号により開示することを要する従業員平均数を決定するに当たり基準となる類型は、取締役が、当該会社の事業活動を組織化する方法を勘案して選定することができるものでなければならない。
- (3) 第1項第 (a) 号または第 (b) 号により要求される平均数は、関連年間員数 (relevant annual number) を当該会計年度の月数で除してこれを決定する。
- (4) 関連年間員数は、当該会計年度において次の各号に定める員数を月次で確定した上で、月次の従業員数を合算することによってこれを決定する。
 - (a) 第1項第 (a) 号の目的に関連して、当該会社が当該月に (当該月を通して、または、当該月を通さずに) 雇用契約 (contract of service) に基づいて雇用する者の員数；
 - (b) 第1項第 (b) 号の目的に関連して、当該会社が当該月に (当該月を通して、または、当該月を通さずに) 雇用契約に基づいて雇用する者の各類型ごとの員数
- (5) 当該会社によって雇用され、且つ、第1項第 (a) 号の目的に関連して関連年間員数の決定に当たり勘案されるすべての者に関連して、次の各号に定める項目のそれぞれの合計額も表示しなければならない。本条は、その合計額またはいずれかの額が当該会社の計算書類のいずれかの場所に表示されている限り、これを適用しない。
 - (a) 当該者に対し当該会計年度に関して支払われたまたは支払われる賃金 (wages) および給与 (salaries)、
 - (b) 当該会社が当該者のために負担する社会保障費用、および、

(c) 当該会社が当該者のために負担するその他の年金費用 (pension costs)

(6) 第 5 項において、「年金費用」は、次の各号に定めるものに關連して当該会社が負担する一切の費用を含む。「社会保障費用」とは、当該会社が国の社会保障または年金に係る制度、基金または取決めに対して支払う一切の掛け金 (contributions) を意味する。

- (a) 当該会社が現在雇用している者または過去に雇用した者に対し年金を給付することを目的として設けられた一切の年金制度 (pension scheme),
 - (b) 当該会社が現在の従業員または元従業員に対し直接行う将来の年金給付のために留保する一切の引当金額、および
 - (c) 前号の従業員に対し予め引当をせずに直接支払われた一切の年金
- (7) 本条は、連結に含まれる企業群を単一の会社であるものとみなして、これをグループ計算書類に關して適用する。

第412条 取締役の受ける利益に関する情報：報酬 (Information about directors' benefits: remuneration)

- (1) 国務大臣は、規則をもって、取締役の報酬に関する情報を会社の年次計算書類の注記に表示することを要求する定めを設けることができる。
- (2) 情報を要するとすることができるとする事項は、次の各号に定めるものを含む。
 - (a) ストックオプションの行使により取締役が得た利益；
 - (b) 長期インセンティブ制度 (long-term incentive scheme) に基づいて取締役が受けるまたは受けることのできる利益
 - (c) 職務喪失を理由とする支払 (第215条の定義するところによる。)
 - (d) 取締役としての地位を有する者または取締役在任中の他の地位を有する者がそのいずれかの立場において行った過去の労務提供に關連して受けることのできる利益、および、当該利益の給付のための掛け金
 - (e) 取締役としての地位を有する者または取締役在任中の他の地位を有する者がそのいずれかの立場において行う労務提供を受けるために第三者に対し支払われるまたは第三者が受けることのできる対価
- (3) 本条に基づく規則は、第 1 項の一般原則を害しない限り、本編の施行直後に 1985 年会社法 (c.6) の附則 6 の第 1 章により設けられたのと同様の規定を設けることができる。
- (4) 本条および本条に基づく規則の目的に關連して、次の各号に定める者に対して支払われるまたはその者が受けることのできる金額は、これを取締役に対して支払われるまたは取締役が受けることのできるものとみなす。「関係がある」および「支配されている」という本号の文言は、第10編 (会社の取締役) における当該文言と同一の意味を有する。
 - (a) 取締役と関係がある者、または、
 - (b) 取締役によって支配される法人
- (5) 本条に基づく規則の目的に關連して必要とされる自己に關する事項を会社に対し通知することは、次の各号に定める者の義務である。

- (a) 会社のすべての取締役、および、
- (b) 現在当該会社の取締役である者または過去 5 年以内のいずれかの時点で当該会社の取締役であったことがある者
- (6) 第 5 項の遵守を怠る者は有罪となり、陪審によらない有罪判決により標準スケールのレベル 3 を超えない罰金に処せられる。

第413条 取締役の利益に関する情報：前払金、貸付金および保証 (Information about directors' benefits: advances, credit and guarantees)

(1) 会社がグループ計算書類を作成しない場合は、次の各号に定めるものの詳細を当該会社の個別計算書類の注記に表示しなければならない。

- (a) 当該会社がその取締役に対して給付する前払金および貸付金、ならびに、
- (b) 当該会社がその取締役のために締結するあらゆる種類の保証
- (2) 親会社がグループ計算書類を作成する場合は、次の各号に定めるものの詳細をグループ計算書類の注記に表示しなければならない。

- (a) 当該親会社またはその従属企業のいずれかが当該親会社の取締役に対して給付する前払金および貸付金、ならびに、
- (b) 当該親会社またはその従属企業のいずれかが当該親会社の取締役のために締結するあらゆる種類の保証

(3) 前払金または貸付金に関する詳細は、次の各号に定めるものとする。

- (a) その金額、
- (b) 利率の表示、
- (c) 主要な条件、および、
- (d) 返済済みの額
- (4) 保証に関する詳細は、次の各号に定めるものとする。
- (a) その主要な条件、
- (b) 当該会社（またはその従属企業）が負担する可能性のある最高責任額、および、
- (c) 保証債務の履行のために当該会社（またはその従属企業）が支払った額および負担した責任（保証債務の履行により被った損失を含む）

(5) 計算書類の注記は、次の各号に定めるものの合計額も表示しなければならない。

- (a) 第 3 項第 (a) 号に基づき表示される金額
- (b) 第 3 項第 (d) 号に基づき表示される金額、
- (c) 第 4 項第 (b) 号に基づき表示される金額、および、
- (d) 第 4 項第 (c) 号に基づき表示される金額

(6) 本条において会社の取締役とは、計算書類が関連する会計年度におけるいずれかの時点で取締役であった者をいう。

(7) 本条の要件は、次の各号に定めるところに従い、計算書類が関連する会計年度におけるいずれかの時点で給付されるすべての前払金、貸付金または保証にこれを適用する。

- (a) 当該前払金等の給付が行われた時は常に、
- (b) 当該者が、当該前払金等の給付が行われた時に当該会社の取締役であったか

否かを問わず、また、

- (c) 当該会社の従属企業に関わる前払金、貸付金または保証にあっては、当該企業が、当該前払金等の給付が行われた時に当該会社の従属企業であったか否かを問わない。
- (8) 銀行業を営む会社と信用機関の親会社とは、第 3 項第(a)号および第 4 項第(b)号によって要求される詳細を表示すれば足りる。

計算書類の承認および署名 (Approval and signing of accounts)

第414条 計算書類の承認および署名 (Approval and signing of accounts)

- (1) 会社の年次計算書類は、取締役会がこれを承認し、当該会社の取締役の一人が取締役会を代表してこれに署名しなければならない。
- (2) 前項の署名は、当該会社の貸借対照表上にこれを行わなければならない。
- (3) 計算書類が小会社規制に服する会社に適用される規定に従い作成される場合、貸借対照表はその旨の説明を前項の署名の上の目立つ位置に含まなければならない。
- (4) 本法の要件（および、該当するときは、国際会計基準規則第 4 条の要件）を遵守しない年次計算書類が承認される場合は、次の各号に定めるところに該当する当該会社のすべての取締役が有罪となる。
 - (a) 当該年次計算書類が当該要件を遵守していないことを知っていたこと、または、当該年次計算書類が当該要件を遵守したものであるかどうかにつき重大な過失があったこと、および、
 - (b) 当該要件の遵守を確保するための合理的な措置を講じること、または、当該計算書類の承認を防止することを怠ったこと
- (5) 本条に基づき有罪となる者は、次の各号に定める刑に処せられる。
 - (a) 陪審による有罪判決の場合は、罰金；
 - (b) 陪審によらない有罪判決の場合は、法定最高限度額を超えない罰金

〔中村信男〕

第29編 詐欺的取引 (FRAUDULENT TRADING)

〔解 説〕

第29編は第993条のみからなる。同条は、詐欺的取引に関する刑事責任を定める規定である。1985年会社法 (the Companies Act 1985 (c. 6)) 第458条を踏襲するものであるが、禁錮刑の期間を従来の 7 年以下から10年以下に引き上げている⁽¹⁾。対応する民事責任に関する規定は、1986年支払不能法 (the Insolvency Act 1986 (c.45)) 第213条に置かれており、会社が解散し、清算中で

(1) DTI, Explanatory Note to the Companies Act 2006 (2006), at para. 1264.

あることが必要とされる。本編は、2007年10月1日から施行されている。

〔条 文〕

第993条 詐欺的取引の罪 (Offence of fraudulent trading)

- (1) 会社の事業が、当該会社もしくはその他の者の債権者を欺罔する意図、または、その他の詐欺的な目的のために営まれるときは、そのような方法で事業が営まれることを知りながらこれに従事する者は、有罪となる。
- (2) 本条は、当該会社が解散の過程にあると否とにかかわらず、適用される。
- (3) 本条に基づき有罪とされる者は、次の各号に掲げる刑に処せられる。
- (a) 陪審による有罪判決により、10年以下の禁錮もしくは罰金（またはその併科）
 - (b) 陪審によらない有罪判決により、
 - (i) イングランドおよびウェールズでは、12月以下の禁錮もしくは法定最高限度額を超えない罰金（またはその併科）
 - (ii) スコットランドまたは北アイルランドでは、6月以下の禁錮もしくは法定最高限度額を超えない罰金（またはその併科）

第30編 不公正な侵害に対する構成員の保護 (PROTECTION OF MEMBERS AGAINST UNFAIR PREJUDICE)

〔解 説〕

第30編の第994条ないし第998条は、1985年会社法第459条ないし第461条を踏襲する規定あり、会社業務がその構成員の利益を不公正に侵害する方法で執行される場合の救済について規定している。会社の業務執行によって株主の利益が侵害される場合に、株主が被った不公正な利益侵害の救済を裁判所に申し立てることを認める、イギリス法系会社法に特有の制度である。裁判所が問題解決のために適当であると思量する命令を与えることで柔軟に紛争解決が図られる点に特徴がある⁽²⁾。裁判所は、会社または他の株主による株式買取を含めて、さまざまな命令を与えることができるとされるが、実際に与えられる救済のほとんどは株式買取命令である。そのため、会社法改正作

(2) 不公正な侵害に対する救済制度については、川島いづみ「少数派株主の保護と株主間の利害調整 (一)」専修法学論叢70号 (1997年) 1頁以下、同「イギリス会社法における少数派株主保護制度—1980年法以降の判例法の発展」専修法学論集57号 (1992年) 111頁以下。

業の初期の段階においては、不公正な侵害の推定規定の導入や無条件株式買取制度の創設などが論議されたが⁽³⁾、結局、従来の制度がほとんど変更されることなく引き継がれている。

ただし、第999条は新設の規定であり、救済のために裁判所が会社定款の変更を命ずる場合について、最新の定款が登記され、かつ、裁判所の命令が定款の謄本に添付されること等を確保する為の規定である。本編は、2007年10月1日から施行されている。

〔条 文〕

本則 (Main Provision)

第994条 会社構成員による申立 (Petition by company member)

(1) 会社の構成員は、次の各号に掲げることを理由として、裁判所に対して、本編に基づく命令を申し立てることができる。

- (a) 会社業務が、(当該申立人を含む) 全部または一部の構成員の利益を不公正に侵害する方法で、現在または従来から執行されていること、または、
- (b) (会社のためにする作為または不作為を含めて) 会社の現在もしくは将来の作為または不作為が、現在または将来において、前号にいうように侵害的であること。

(1A) 第1項第(a)号の適用において、次の各号に掲げる理由による会社の会計監査役の解任は、一部の構成員の利益に対する不公正な侵害であると扱うものとする⁽⁴⁾。

- (a) 会計上の処理または監査手続に関する意見の相違
- (b) その他の不適正な理由

(2) 本編の規定は、会社の構成員ではないが、当該会社の株式が譲渡された者または法律の効果によって承継された者に対しても、その者が会社構成員である場合と同様に適用される。

(3) 本条、および、本編の他の条項に本条が準用される限りにおいて、会社とは、次の各号に掲げる者を意味する。

- (a) 本法の意義における会社、または、
- (b) 本法の意義における会社には当たらないが、1991年制定法上の水事業会社に関する法律 (the Statutory Water Companies Act 1991 (c. 58)) の意義における制定法上の水事業会社に当たる会社

第995条 国務大臣による申立 (Petition by Secretary of State)

-
- (3) 改正作業の経緯について、川島いづみ「少数派株主の保護と株主間の利害調整 (四・完)」専修法学論集83号 (2001年) 40頁以下。
 - (4) 第1A 項は、the Statutory Auditors and Third Country Auditors Regulation 2007 (S.I. 2007/3494) によって挿入された。

- (1) 本条は、会社に関して次の各号に掲げる場合には、当該会社に適用される。
 - (a) 国務大臣が、1985年会社法 (the Companies Act 1985 (c. 6)) 第437条に基づく報告書を受領した場合
 - (b) 国務大臣が、同法第447条または第448条 (文書および情報の請求権限または家宅搜索権限) に基づく権限を行使した場合
 - (c) 国務大臣または金融サービス機構が、2000年金融サービス市場法 (the Financial Services and Markets Act 2000 (c. 8)) 第11編 (情報収集および調査) に基づく権限を行使した場合、または、
 - (d) 国務大臣が、同編に基づき国務大臣または金融サービス機構によって選任された調査官の報告書を受領した場合
- (2) 国務大臣は、前項の会社が次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、裁判所に対して、本編に基づく命令を申し立てることができる。
 - (a) 会社業務が全部または一部の構成員の利益を不公正に侵害する方法で、現在または従来から、営まれている場合、または、
 - (b) (会社のためにする作為または不作為を含めて) 会社の現在もしくは将来の作為または不作為が、現在または将来において、前号にいうように侵害的である場合
- (3) 国務大臣は、当該会社の解散申立に代えて、またはこれに加えて、前項の申立を行うことができる。
- (4) 本条、および、本編の他の条項に本条が準用される限りにおいて、会社とは、1986年支払不能法 (the Insolvency Act 1986 (c. 45)) または1989年支払不能 (北アイルランド) 令 (the Insolvency (Northern Ireland) Order 1989 (S. I. 1989/2045 (N. I. 19))) の下で解散される法人を意味する。

第996条 本編に基づく裁判所の権限 (Power of the court under this Part)

- (1) 裁判所は、本編に基づく申立に十分な理由があると認めるときは、訴えられた事項について救済を与えるために、適当と思量する命令を下すことができる。
- (2) 裁判所は、前項の規定に制限を加えることなく、次の各号に掲げる命令を下すことができる。
 - (a) 将来の会社業務の執行を規制する命令
 - (b) 会社に対して、次の事項を求める命令
 - (i) 訴えられた行為を行うことまたは継続することの差止め
 - (ii) 申立人が不作為について訴える場合に、その行為を行うこと
 - (c) 裁判所が命ずる者が、裁判所が命ずる条件において、会社の名においてまたは会社に代わって、民事訴訟を提起することを許可する命令
 - (d) 裁判所の許可なしに、定款に何らかの変更または特定の変更を加えることを禁止する命令
 - (e) 会社の構成員の株式の他の構成員または会社による買取命令、および、会社による買取の場合には、これに応じた会社資本の減少命令

補則 (Supplementary provisions)

第997条 一般的な規則制定権限の準用 (Application of general rule-making powers)

1986年支払不能法 (the Insolvency Act 1986 (c. 45)) 第411条または1989年支払不能 (北アイルランド) 令 (the Insolvency (Northern Ireland) Order 1989 (S. I. 1989/2045 (N. I. 19))) 第359条に基づく規則制定権限は、解散申立に関する限りで、本編に基づく申立に準用される。

第998条 会社定款に関連する命令の謄本の登記官への送付 (Copy of order affecting company's constitution to be delivered to registrar)

(1) 本編に基づく命令が次の各号に該当する場合には、会社はその命令の謄本を登記官に送付しなければならない。

- (a) 会社の定款等を変更する場合、または、
- (b) 会社とその定款等の変更または特定の変更を許可する場合
- (2) 前項に定める送付は、命令の日から14日以内、または、裁判所の定めるより長期の期間内になされなければならない。
- (3) 会社が本条の遵守を怠るときは、次の各号に掲げる者が有罪となる。

- (a) 当該会社、および、
- (b) 当該会社の任務懈怠のあるすべての役員
- (4) 本条に基づき有罪とされる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられ、また違反が継続するときは、標準スケールのレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

第999条 会社定款変更の場合の補則 (Supplementary provisions where company's constitution altered)

(1) 本条は、本編に基づく命令が会社の定款等を変更する場合に適用される。

(2) 前項の命令が次の各号に掲げるものを変更する場合には、第998条に基づき会社により登記官に送付される当該命令の謄本には、変更された会社定款または当該決議もしくは合意の謄本を添付しなければならない。

- (a) 会社の定款、または、
- (b) 第3編第3章が適用される決議または合意 (会社の定款等に関する決議または合意)
- (3) 命令が下された後に会社が定款の謄本を発送する場合には、当該命令の効果が変更により定款条項に織り込まれている場合を除いて、命令の謄本を添付しなければならない。

(4) 会社が本条の遵守を怠るときは、次の各号に掲げる者が有罪となる。

- (a) 当該会社、および、
- (b) 当該会社の任務懈怠のあるすべての役員
- (5) 本条に基づき有罪とされる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられる。

第32編 会社調査：改正 (COMPANY INVESTIGATIONS: AMENDMENTS)

〔解 説〕

1985年会社法は、国務大臣が検査役を選任し、選任された検査役が調査した結果を国務大臣に報告する、会社調査の制度を設けている⁽⁵⁾。検査役による調査の類型には、①会社業務の調査、②会社の構成員または会社支配に関する調査、および、③会社取締役およびその親族による株式オプション取引と株式における利害関係の開示懈怠、という3つがある。会社および一定の他の法人の業務に関する検査役の調査は、会社、その構成員の一定割合または国務大臣自身の申立により、裁判所の命令に従って行われる。②に関する検査役の調査は、国務大臣、または所定の数の会社構成員が申し立てた場合に、行われる。③の調査は、1985年会社法第10編の一定の規定の違反が疑われる場合に関するものである。調査の終了に際し、検査役は国務大臣に最終報告書を提出する義務を負うことが一般的であり、また、調査の過程で、臨時報告書を作成することができ、国務大臣はその作成を命じることができる。検査役の臨時報告書と最終報告書は、例外的な場合には公表されないが、国務大臣には、これら報告書の公表を指示する権限がある。

2006年会社法は、1985年会社法の会社調査に関する条項を基本的に維持しつつ、2006年会社法の規定によって条文を追加することにより、国務大臣に、調査を継続することがもはや公共の利益とならないときには、調査を終了し、検査役の選任を取消し、または、調査範囲、調査期間その他について指示を与える権限を新たに付与している。これらの規定の主たる目的は、国務大臣に、調査に要する期間が長期にわたりすぎると思われる場合に、適切な措置を講ずる権限を与えることであるとされる⁽⁶⁾。新設規定は、また、検査役の辞任や死亡、後任検査役の選任など、従来明示的に規定されていなかった状況について

(5) 検査役による会社調査の制度については、中島史雄「イギリス会社法上の商務省の権限」早稲田法学会誌17巻（1967年）55頁以下、上田純子「株式会社に於ける経営の監督と検査制度—イギリスにおける展開を機縁として—（一）」民商法雑誌116巻1号（1997年）45頁以下。

(6) DTI, *supra* note 1, at para. 1294.

も新たに規定している。

第1035条は、1985年会社法第446条の後に第446A条と第446B条を挿入することとし、これらの条項において、検査役に対して指示を与える権限を国務大臣に付与している。第1036条は、1985年会社法に第446C条と第446D条を挿入することとし、これらの条項において、検査役の辞任、国務大臣による検査役選任の取消し、および、後任検査役の選任について規定を設けている。第1037条は、1985年会社法に第446E条を挿入することとし、前任検査役からの情報等の入手について定めを置いている。第1038条は、1985年会社法第434条第6項と第447条第9項を変更し、資料の形態等について新たな定義規定を設けている。第1039条は、1986年取締役資格剥奪法について、取締役の資格剥奪手続を進める決定の際に基礎とできる情報を、情報の形態を問わず、検査役調査の結果として検査役が入手した情報等に拡大した。本編は、2007年10月1日から施行されている。

〔条 文〕

第1035条 検査役に指示を与える国務大臣の権限 (Powers of Secretary of State to give directions to inspectors)

(1) 1985年会社法 (the Companies Act 1985 (c. 6)) 第14編 (会社およびその業務の調査) において、第446条の後に、次の条項を挿入する。

検査役に指示を与える国務大臣の権限 (Powers of Secretary of State to give directions to inspectors)

第446A条 指示を与える一般的な権限 (General powers to give directions)

(1) 検査役は、その権限の行使に当たり、本条の下で与えられる国務大臣の指示を遵守しなければならない。

(2) 国務大臣は、第431条、第432条第2項または第442条第1項の下で選任された検査役に対して、次の各号に掲げる指示を与えることができる。

(a) (会社活動の特定の分野、特定の取引、特定の時期またはその他に言及すると否とを問わず) 検査役調査の対象項目に関する指示

(b) 検査役に対し調査において特定の手順を踏むことまたは踏まないことを求める指示

(3) 国務大臣は、本編の規定に基づき選任された検査役に対し、第437条に基づく特定報告書が、次の各号に定めるように作成されるよう指示することができる。

(a) 特定の事項についての検査役の意見を含むこと

(b) 特定の事項を取り上げないこと

(c) 特定の様式または方法によること

(d) 特定の期日に作成されること

(4) 本条に基づく指示は、次の各号に掲げるものとすることができる。

- (a) 検査役の選任の際に与えること
- (b) 従前与えられた指示を変更し、または取り消すこと
- (c) 検査役の要請に基づき与えられること

(5) 本条においては、次の各号に掲げるところによる。

- (a) 検査役の調査とは、第433条第1項（持株会社または子会社の業務を調査する権限）の下で、検査役が現に行い、または行いうるすべての調査を含む。
- (b) 「特定の」とは、本条に基づく指示において特定されることを意味する。

第446B条 調査終了の指示 (Direction to terminate investigation)

(1) 国務大臣は、検査役に対して、その調査を継続しないことを指示することができる。

(2) 国務大臣は、第432条第1項または第442条第3項の下で選任された検査役に対して、次の各号に掲げる理由があると思われる場合に限り、本条に基づく指示を与えることができる。

- (a) 検査役の調査の過程で、刑事罰の対象となる事項が明らかとなったこと、かつ
- (b) 当該事項が適切な訴追機関に委ねられたこと

(3) 国務大臣が本条に基づく指示を与えるときは、第437条第1項の下で暫定報告書を作成するよう検査役にすでに与えた指示、および、係る報告書について第446A条第3項の下で検査役に与えた指示は、効力を失うものとする。

(4) 国務大臣が本条に基づく指示を与えるときは、次の各号に掲げる場合を除き、検査役は国務大臣に対する最終報告書を作成しないものとする。

- (a) 第2項に定める理由により指示が与えられ、国務大臣が検査役に同大臣に対する最終報告書の作成を指示する場合、または、

- (b) 検査役が第432条第1項（裁判所の命令による選任）の下で選任された場合

(5) 検査役は、本条に基づき検査役に与えられた指示を遵守するものとする。

(6) 本条において検査役の調査とは、第433条第1項（持株会社または子会社の業務を調査する権限）の下で、検査役が現に行い、または行いうるすべての調査を含む。

(2) 同法第431条（調査における検査役の権限）において、第1項の「指示にされた方法でそれについて報告」は、「調査の結果を報告」に代える。

(3) 同法第423条（他の会社の調査）において、第1項の「指示にされた方法でそれについて報告」は、「調査の結果を報告」に代える。

(4) 同法第437条（検査役の報告書）においては、次の各号に掲げるところによる。

- (a) 第1項の第二文は、削除する。
- (b) 第1B項および第1C項は、効力を持たないものとする。

(5) 同法第442条（会社の所有者を調査する権限）において、第2項はこれを削除する。

第1036条 検査役の辞任、解任および交替 (Resignation, removal and replacement)

of inspectors)

1985年会社法の（第1035条によって挿入された）第446B条の後に、次の条項を挿入する。

検査役の辞任、解任および交替 (Resignation, removal and replacement of inspectors)

第446C条 辞任および選任の取消 (Resignation and revocation of inspectors)

(1) 検査役は、国務大臣に対する書面の通知により、辞任することができる。

(2) 国務大臣は、検査役に対する書面の通知により、検査役の選任を取り消すことができる。

第446D条 後任検査役の選任 (Appointment of replacement inspectors)

(1) 国務大臣は、次の各号に掲げる場合には、調査を継続するため1名以上の適任の検査役を選任することができる。

(a) 検査役の辞任

(b) 検査役の選任の撤回、または、

(c) 検査役の死亡

(2) 前項の選任は、(本条を除き) 本編の適用においては、従前の検査役が選任された本編の規定の下で選任されたものとして扱われる。

(3) 国務大臣は、第1項の権限を行使して、少なくとも1名の検査役が調査を継続することを確保しなければならない。

(4) 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には適用されない。

(a) 国務大臣が後任検査役に対して第446B条（調査の終了）の指示を与えることができる場合、かつ、

(b) 前号の指示の結果、(同条第4項に基づき) 最終報告書の作成が不要となる場合

(5) 本条において、調査には、第433条第1項（持株会社または子会社の業務調査権限）の下で前任検査役が行った調査を含む。

第1037条 前任検査役から情報を引き継ぐ権限等 (Power to obtain information from former inspectors etc)

(1) 1985年会社法の（第1036条によって挿入された）第446D条の後に、次の条項を挿入する。

前任検査役から情報を引き継ぐ権限等 (Power to obtain from former inspectors etc)

第446E条 前任検査役から情報を引き継ぐ権限等 (Power to obtain information from former inspectors etc)

(1) 本条は、本編の下で検査役に選任された者が次の各号に該当する場合に、適用される。

(a) 辞任した場合

(b) 選任が取り消された場合

(2) 本条は、国務大臣が第446B条の指示を与えた検査役に、適用される。

(3) 国務大臣は、本条の適用を受ける者に、その者が調査の過程で入手または作成した資料を次の各号に掲げる者に提出するよう指示を与えることができる。

(a) 国務大臣、または、

(b) 本編の下で選任された検査役

(4) 資料の提出を要求する第3項の権限は、資料がハード・コピーの形態をとらない場合には、次の各号に掲げる形態で、資料の謄本の提出を要求する権限を含む。

(a) ハード・コピーの形態

(b) ハード・コピーを容易に入手できるその他の形態

(5) 国務大臣は、本条を遵守して提出された資料について、謄本または抄本をとることができる。

(6) 国務大臣は、本条が適用される者に、調査の結果その者の知識となった事項を知らせるよう指示を与えることができる。

(7) 本条に基づく指示を受けた者は、それを遵守するものとする。

(8) 本条においては、次の各号に掲げるところによる。

(a) 前任検査役または検査役の調査には、その者が第433条第1項（持株会社または子会社の業務を調査する権限）の下で行う調査を含む。

(b) 「資料」には、いかなる形態によるかを問わず記録された情報を含む。

(2) 同法第451A条（国務大臣または検査役による情報開示）において、第1項第(a)号の「446」は「446E」に代える。

(3) 同法第452条第1項（特権のある情報）において、「446」は「446E」に代える。

第1038条 資料の提出を要求する権限 (Power to require production of documents)

(1) 1985年会社法第434条（資料および証拠の検査役への提出）において、第6項は、次に掲げるものに代える。

(6) 本条において、「資料」には形態のいかんを問わず記録された情報を含む。

(7) 資料の提出を求める本条の権限には、資料がハード・コピーの形態をとらない場合に、次の各号に掲げる形態で資料の謄本を提出するよう求める権限を含む。

(a) ハード・コピーの形態

(b) ハード・コピーを容易に入手できるその他の形態

(8) 検査役は、本条を遵守して提出された資料の謄本または抄本をとることができる。

(2) 1985年会社法第447条（国務大臣の資料および情報請求権）において、第9項を次に掲げるものに代える。

(9) 資料の提出を求める本条の権限には、資料がハード・コピーの形態をとらない場合に、次の各号に掲げる形態で資料の謄本を提出するよう求める権限を含む。

(a) ハード・コピーの形態

(b) ハード・コピーを容易に入手できるその他の形態

第1039条 資格剥奪命令：追加的変更 (Disqualification orders: consequential

amendments)

1986年取締役資格剥奪法 (the Companies Directors Disqualification Act 1986 (c. 46)) 第8条第1A項第(b)号(i) (会社調査の後の資格剥奪: 調査資料の意義) は、次の各号に掲げるところによる。

(a) 「項」の後に、「第437条」, 「第446E条」を挿入する。

(b) 「第448条」の後に、「第451A条」を挿入する。

第40編 会社取締役: 海外における資格剥奪等 (COMPANY DIRECTORS: FOREIGN DISQUALIFICATION ETC)

〔解 説〕

取締役の資格剥奪は、会社の取締役について、一定の事由により会社に関わることが相応しくないと判断される場合に、裁判所の命令等により、一定期間会社の経営に関与することを一般的に禁止する制度である。この制度は、現在、1986年取締役資格剥奪法 (the Company Directors Disqualification Act 1986 (c. 46)) に規定されている。取締役の資格が剥奪される事由には、会社の業務執行に関する犯罪や会社清算時の詐欺による有罪判決等もあるが、その中心となるのは、会社の倒産に関連して会社経営への関与が「不適任 (un-fit)」と認められることであり、これによる取締役の資格剥奪は毎年1000件近くにのぼる⁽⁷⁾。

本編は、この取締役資格剥奪制度について、海外で取締役またはこれに相当する経営上の地位に就く資格を剥奪された者についての取扱いを新たに規定し、取締役資格剥奪制度に従来存在したギャップを解消しようとするものである。従来は、連合王国外の会社の取締役またはこれに相当する地位に就き、または、その経営に従事する資格を剥奪された者であっても、連合王国で会社を

(7) イギリスの取締役資格剥奪制度については、中島雅弘「倒産責任としての取締役資格剥奪について—イギリス法における取扱い—」加藤・柿崎両先生古稀記念『社団と証券の法理』(商事法務研究会, 1999年) 437頁, 中村康江「英国における取締役の資格剥奪 (一) (二・完)」立命館法学273号 (2000年) 2236頁以下, 同277号 (2001年) 884頁以下, 同「英国取締役資格剥奪制度の展開」立命館法学304号 (2006年) 184頁以下。なお、資格剥奪制度全体について、中島雅弘「イギリスの再建型企業倒産手続 (一)」民商法雑誌118巻 4 = 5 号 (1998年) 152頁。

設立し、自らその会社の取締役役に就任して、連合王国または当該資格を剥奪された国のいずれかにおいてその会社を経営することが可能であった。本編の規定は、国務大臣に、規則制定権限を与えて、連合王国外で資格を剥奪された者から、連合王国の会社の取締役役に就任する資格を剥奪することにしている。

第1182条は、本編の適用対象者の定義規定であり、「海外の制限に服する者」という概念を使っている。第1184条と第1185条には、「海外の制限に服する者」の資格剥奪について、国務大臣の規則制定権限に関する定めが置かれている。第1186条では、資格剥奪違反の罪について、また、第1187条では、本編による被資格剥奪者の会社債務に関する個人責任について、それぞれ規則制定権限が定められている。第1188条ないし第1190条は、「海外の制限に服する者」であって本編による資格剥奪の対象とならない者、本編により資格を剥奪された者が、登記官に提出する書面について、国務大臣の規則制定権限を定めており、第1191条は、この書面に関する要件の不遵守に関する罰則である。なお、1986年取締役資格剥奪法は、会社以外の団体や個人にまでその適用範囲が及ぶもので、会社法 (the Companies Acts) の一部とは位置づけられていないため、本編も会社法 (the Companies Acts) の一部をとっては扱われない⁽⁸⁾。そのため、第1183条には、裁判所の定義が別途置かれている。本編は、2009年10月1日から施行されている。

〔条 文〕

総則 (Introductory)

第1182条 海外の制限に服する者 (Persons subject to foreign restrictions)

- (1) 本条は、本編にいう海外の制限に服する者の意義を定める。
- (2) 連合王国外の国または地域の法律により、次の各号に掲げる場合に該当する者は、海外の制限に服する者である。
 - (a) 不当執行 (misconduct) または不適任を理由として、いずれかの範囲で会社業務に関連して行為する資格を剥奪される場合
 - (b) 不当執行または不適任を理由として、会社業務に関連して行為する前に、
 - (i) 裁判所またはその他の機関から許可を得ること、または
 - (ii) その他の条件を満たすことを要求される場合
 - (c) 不当執行または不適任を理由として、連合王国外の国または地域の裁判所その他の機関に対して、(i) 会社業務に関連して行為しないこと、または (ii) 行為する範囲または方法を限定することを確約した場合

(8) DTI, *supra* note 1, at para. 1507.

(3) 前項において会社業務に関連して行為するとは、次の各号に掲げる行為のいずれかを行うことをいう。

- (a) 会社の取締役役に就任すること
 - (b) 会社財産の管財人 (receiver) として行為すること、または、
 - (c) 会社の発起、設立もしくは経営に関与し、または、参加すること
- (4) 本条においては、次の各号に掲げるところによる。
- (a) 「会社」とは、当該国または地域の法律の下で、法人格を付与され、または、設立される会社をいう。
 - (b) 前号の会社に関して、「取締役」とは連合王国の会社の取締役が占める職位に対応する職位を占める者をいい、「管財人」とは当該国または地域の法律の下で対応する職務に従事する者を含む。

第1183条 「裁判所」および「連合王国の会社」の意義 (Meaning of "the court" and "UK company")

本編において、裁判所とは次の各号に掲げるものを指す。

- (a) イギリスおよびウェールズにおいては、高等法院またはカウンティ裁判所 (the High Court or a county court)
 - (b) スコットランドにおいては、控訴裁判所またはシェリフ裁判所 (the Court of Session or the sheriff court)
 - (c) 北アイルランドにおいては、高等法院 (the High Court)
- また、「連合王国の会社」とは、本法に基づき登記された会社をいう。

資格剥奪権限 (Power to disqualify)

第1184条 海外の制限に服する者の資格剥奪 (Disqualification of persons subject to foreign restrictions)

(1) 国務大臣は、海外の制限に服する者が次の各号に掲げる行為を行う資格を剥奪する規則を制定することができる。

- (a) 連合王国の会社の取締役となること
- (b) 連合王国の会社の財産の管財人として行為すること
- (c) 連合王国の会社の発起、設立または経営に、直接的であると間接的であるとを問わず、何らかの方法で関与しまたは参加すること

(2) 前項の規則は、海外の制限に服する者について、次の各号に掲げることを定めることができる。

- (a) 規則によって当然に資格が剥奪されること、または、
- (b) 国務大臣の申立により、裁判所の命令によって資格が剥奪されること

(3) 国務大臣は、第1項の規則により、海外の制限に服する者から、第1項に定める資格剥奪の違反を行わない旨の誓約書 (資格剥奪の誓約書) を受領することができる。

(4) 本編においては、次の各号に定めるところによる。

- (a) 「本編の下で資格を剥奪される者」とは、(i) 第2項第(a)号もしくは第

(b) 号にいう資格を剥奪された者、または (ii) 資格剥奪の確約を提出し、これに服する者をいう。

(b) 資格剥奪の違反には、資格剥奪の誓約書の違反も含まれる。

(5) 第1項の規則は、本編に基づき資格を剥奪された者が、裁判所に対し、資格剥奪の違反となる方法で行為することの許可を申し立てることについて、規定を設けなければならない。

(6) 第1項の規則は、本編に基づき資格を剥奪された者が海外の制限に服さなくなったときは、本編に基づく資格剥奪が終了することを定めなければならない。

(7) 本条に基づく規則は、議会の採決決議手続に服する。

第1185条 資格剥奪規則：補則 (Disqualification regulations: supplementary)

(1) 第1184条に基づく規則は、異なる事案について異なる定めを行うことができ、とりわけ、次の各号に掲げる事項の相違により違いを設けることができる。

(a) ある者が海外における制限に服する基となる行為

(b) 海外における制限の性質

(c) 海外における制限が課される国または地域

(2) 第1184条第2項第(b)号または第5項(裁判所への申立の提起)に基づく規則は、次の各号に掲げるところによる。

(a) 申立の提起ができる根拠を特定すること

(b) 裁判所が申立の決定に際し考慮すべき要因を特定すること

(3) 前項の規則は、裁判所が、とりわけ、次の各号に掲げる事項を考慮するよう要求することができる。

(a) 海外の制限に服する基礎となった行為が、連合王国の会社との関係でなされたとすれば、裁判所により1986年取締役資格剥奪法(the Company Directors Disqualification Act 1986 (c. 46))または2002年取締役資格剥奪(北アイルランド)令(the Companies Directors Disqualification (Northern Ireland) Order 2002 (S. I. 2002/3150 (N. I. 4)))の下で資格剥奪命令を下されることとなったか否か

(b) 海外の制限に服する基礎となった行為が、連合王国でなされたとすれば違法ではない場合には、その者が外国法の下で違法に行為をした事実

(c) 連合王国の会社に関する活動が、その者が海外の制限に服することとなった後に開始されたものであるか否か

(d) 連合王国の会社に関する活動(または活動の予定)が連合王国外でなされるもの(またはなされる予定のもの)であるか否か

(4) 第1184条第3項(国務大臣に提出する誓約書に関する規定)に基づく規則は、国務大臣が、誓約書を受領するか否かを決定するに際し、その者が当該事項について刑事責任を負うおそれがある場合であっても、有罪判決以外の事項を考慮に入れることができる旨を規定することができる。

(5) 第1184条第5項(行為の許可の裁判所への申立に関する規定)に基づく規則は、次の各号に掲げる事項に関して規定することができる。

- (a) 申立の審理に、国務大臣の代理人を出席させる権限の付与、および、
- (b) 申立の審理に、国務大臣が証拠の提出または証人の喚問を行うこと

第1186条 資格剥奪に違反する罪

- (1) 第1184条に基づく規則は、本編の下で資格を剥奪された者が資格剥奪に違反するときは、罪を犯すこととなる旨を定めることができる。
- (2) 前項の規則は、前項の罪で有罪となる者が次の各号に定める刑に処せられることを定めることができる。
 - (a) 陪審による有罪判決により、2年以下の禁固もしくは罰金（またはその併科）
 - (b) 陪審によらない有罪判決により、
 - (i) イングランドおよびウェールズでは、12月以下の禁錮もしくは法定最高限度額を超えない罰金（またはその併科）、
 - (ii) スコットランドまたは北アイルランドでは、6月以下の禁錮もしくは法定最高限度額を超えない罰金（またはその併科）

会社債務について責任を負わせる権限

(Power to make persons liable for company's debts)

第1187条 会社債務に関する個人責任 (Personal liability for debts of company)

- (1) 国務大臣は、規則により、海外の制限に服する時点で、その者が次の各号に該当するときは、当該期間を通じて生じる会社の債務およびその他の負債について、個人責任を負担する旨を規定することができる。
 - (a) 連合王国の会社の取締役であること
 - (b) 連合王国の会社の経営に関与すること
- (2) 本条により会社の債務およびその他の負債について個人責任を負う者は、これらの債務および負債について、次の各号に掲げる者と連帯しておよび別個に責任を負う。
 - (a) 当該会社、および
 - (b) (本条によるとその他によるとを問わず) 本条の責任を負うその他の者
- (3) 本条の適用において、会社の経営に関与し、または、直接的であると間接的であるとを問わずこれに参加する者は、会社の経営に関与する者とされる。
- (4) 第1項の規則は、異なる事案について異なる定めを行うことができ、とりわけ、次の各号に掲げる事項の相違により違いを設けることができる。
 - (a) ある者が海外における制限に服する基となる行為
 - (b) 海外における制限の性質
 - (c) 海外における制限が課される国または地域
- (5) 本条に基づく規則は、議会の採択決議手続に服する。

会社登記官への書面の送付を求める権限

(Power to require statements to be sent to the registrar of companies)

第1188条 海外の制限に服する者からの書面 (Statements from persons subject to

foreign restrictions)

(1) 国務大臣は、規則により、次に掲げる各号に該当する者に対して、その者が、仮に本編の下で資格を剥奪された者によってなされるときは資格剥奪の違反となる何らかの行為を行なっている場合には、登記官に書面を送付するよう規定することができる。

(a) 海外の制限に服する者、かつ

(b) 本編に基づき資格を剥奪されていない者

(2) 前項の書面には、次の各号に掲げる事項に関して、規則において特定する情報を含まなければならない。

(a) 連合王国の会社に関するその者の活動、および、

(b) その者が服する海外の制限

(3) 第1項の書面は、第1項の規則に定める期間内に、登記官に送付されなければならない。

(4) 第1項の規則は、異なる事案について異なる定めを行うことができ、とりわけ、次の各号に掲げる事項の相違により違いを設けることができる。

(a) ある者が海外における制限に服する基となる行為

(b) 海外における制限の性質

(c) 海外における制限が課される国または地域

(5) 本条に基づく規則は、議会の採択決議手続に服する。

第1189条 資格を剥奪された者からの書面 (Statement from persons disqualified)

(1) 国務大臣は、規則により、次の各号に掲げる者に（全部または一部）関する第2項の規定のいずれかに基づき会社登記官に送付する書面または通知に、追加書面を添付するよう規定することができる。

(a) 本編に基づき資格を剥奪された者

(b) 1986年取締役資格剥奪法 (the Company Directors Disqualification Act 1986 (c. 46)) もしくは2002年取締役資格剥奪（北アイルランド）令 (the Companies Directors Disqualification (Northern Ireland) Order 2002 (S. I. 2002/3150 (N. I. 4)) に基づく資格剥奪命令または資格剥奪誓約書に服する者

(2) 前項にいう規定とは、次の各号に掲げるものである。

(a) 第12条（役員となるべき者に関する書面）

(b) 第167条第2項（取締役役に就任する者の通知）、および、

(c) 第276条（会社秘書役または共同会社秘書役の1人に就任する者の通知）

(3) 第1項の追加書面は、その者が、第1184条第5項に基づき、または1986年取締役資格剥奪法 (the Company Directors Disqualification Act 1986 (c. 46)) 第1条第1項第(a)号もしくは2002年取締役資格剥奪（北アイルランド）令 (the Companies Directors Disqualification (Northern Ireland) Order 2002 (S. I. 2002/3150 (N. I. 4)) 第3条第1項の適用により、裁判所から当該資格において行為することの許可を得た旨の書面である。

(4) 本条に基づく規則は、議会の採択決議手続に服する。

第1190条 書面：公開の可否 (Statement: whether to be made public)

(1) 第1188条または第1189条（登記官への送付を要する書面）の規則は、当該規則に基づき会社登記官に送付する書面が、第1080条（会社登記）の適用において会社に関する記録として扱われるべき旨を定めることができる。

(2) 前項の規則は、前項の書面が次に掲げる各号に該当する状況について、規定を設けることができる。

(a) 公的閲覧の禁止、または、(b) 登記の削除

(3) 第1項の規則は、とりわけ、関係者が所定の情報を提供し、その他の所定の条件を満たす場合を除いて、書面が公的閲覧を禁止されまたは登記から削除されることではない旨を定めることができる。

(4) 第1項の規則は、当該規則に基づく資料が登記から削除される場合には、第1081条（登記資料の削除の注記）が適用されない旨、または、所定の修正を加えて適用される旨を定めることができる。

(5) 本条において、「所定の」とは当該規則において特定されることを意味する。

第1191条 罪 (Offences)

(1) 第1188条または第1189条の規則は、次の各号に掲げる行為が罪となる旨を定めることができる。

(a) 登記官に対する書面の通知について定める規則の要件の遵守を怠ること

(b) 故意または重過失 (recklessly) により、重要な事項について誤導的、不実または虚偽的な書面を、当該規則に基づき登記官に送付すること

(2) 前項の規則は、前項の罪により有罪となる者が次の各号に定める刑に処せられることを定めることができる。

(a) 陪審による有罪判決により、2年以下の禁固もしくは罰金（またはその併科）

(b) 陪審によらない有罪判決により、

(i) イングランドおよびウェールズでは、12月以下の禁錮もしくは法定最高限度額を超えない罰金（またはその併科）、

(ii) スコットランドまたは北アイルランドでは、6月以下の禁錮もしくは法定最高限度額を超えない罰金（またはその併科）

(3) 2003年刑事裁判法 (the Criminal Justice Act 2003 (c. 44)) 第154条第1項の施行前に犯された罪に関する関係では、第2項第(b)号(i)における12月は、6月に代えるものとする。

[川島いづみ]